

電気さくによる感電事故を防ぐため、 正しい使用をお願いします。(再周知)

7月19日の静岡県での感電死傷事故を受け、全国の既設の電気さくについて点検を緊急的に実施した結果、全国7,090箇所
で適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。

誤った使い方によっては、重大な事故につながるおそれがあるため、放牧等で電気さくを設置使用する場合は、次の事項を遵守するとともに、定期的に点検・維持管理を実施してください。

電気さくの設置にあたっては、人に対する危険防止のため、電気事業法に基づき、次の事項を行う必要があります。

① 危険である旨の表示

電源の種類や電圧の大きさにかかわらず、必ず周囲の人が容易に目で確認できる位置や間隔、見やすい文字で、危険であることの表示を行ってください。

② 電気さく用電源装置の使用と漏電遮断機の設置(PSEマーク付のもの)

感電により人に危害を及ぼさないように出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いるとともに、電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭用のコンセント等)から電気を供給する場合は、漏電遮断機の設置が必要です。

③ 専用の開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電源を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。

電気さくを設置する際は、ルールを守り、適切な利用をお願いします。

点検・維持管理のポイント

○点検: 電圧が十分か、漏電していないか、支柱のぐらつきや破損がないか、アースやバッテリーのコードが切れていないか等を確認してください。

○維持管理: 漏電防止のための草刈りをしましょう。

(裏面へ)



電気さくの正しい設置方法

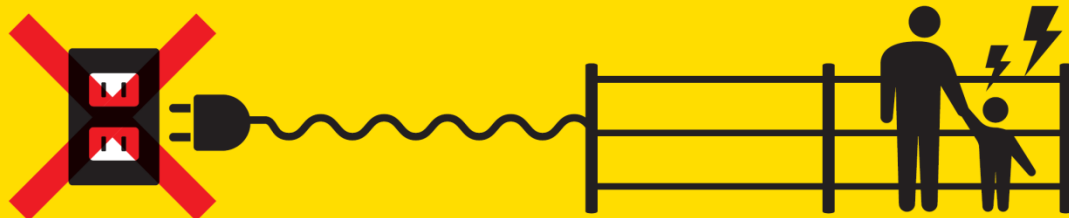
「電気さく」とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。



「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。
人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。



漏電遮断器の設置

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。



電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。



開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。 ※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

電源及び漏電遮断器



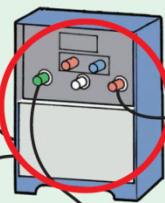
漏電遮断器

(ソーラーパネルで発電し、充電するタイプを含む)

家庭のコンセント

コンセント式漏電遮断器

電気さく用電源装置



接地

開閉器(スイッチ)



危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。



(経済産業省 農林水産省 日本電気さく協議会作成ポスターより)

お問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771(平日) FAX・・・0551-22-6728

土日・休日・夜間の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817